

平成29年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

平成29年7月7日（金）

午前10時 開 議

【再開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書・要望書の配布		
(1) 陳情第3号	国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書	
(2) 要望第3号	森林吸収源対策に必要な安定財源確保に向けた森林環境税（仮称）の早期実現について	
・出張報告		
【行政報告】	2
日程第3	行政報告	
【報告第4号～報告第12号】	3
日程第4	報告第4号	平成28年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5	報告第5号	平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第6号	平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について
日程第7	報告第7号	平成28年度葛巻町の資金不足比率について
日程第8	報告第8号	復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について
日程第9	報告第9号	江川小学校校舎改築工事の変更請負契約締結の専決処分の報告について

日程第10	報告第10号	町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告について	
日程第11	報告第11号	町有自動車事故に係る和解に関する専決処分の報告について	
日程第12	報告第12号	物損事故に係る和解に関する専決処分の報告について	
【承認第1号・議案第21号～議案第26号上程、説明】			10
日程第13	承認第1号	葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に 関し承認を求めることについて	
日程第14	議案第21号	平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	
日程第15	議案第22号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改 正する条例	
日程第16	議案第23号	葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一 部を改正する条例	
日程第17	議案第24号	養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例	
日程第18	議案第25号	国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改 正する条例	
日程第19	議案第26号	総合運動公園スポーツコート改修工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについて	
【認定第1号～認定第2号上程、説明】			15
日程第20	認定第1号	平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	
日程第21	認定第2号	平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定 について	
【決算審査結果報告】			19
		監査委員決算審査結果報告	

平成29年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成29年6月29日（木）							
再開年月日	平成29年7月7日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成29年7月7日（金） 開議10時00分 散会11時57分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 遅早 出欠遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1	畑 福 弘		○	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		△	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	2 番	山 崎 邦 廣		7 番	山 岸 はる美			
会議の書記	議会事務局長	服 部 隆 行		議会事務局総務係長	村 木 晋 介			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	檜 木 幸 夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長	竹 川 高 行	建設水道課長	中 山 優 彦
	農業委員会長	深 澤 進	教育委員会事務局教育次長	山 下 弘 司
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	病院事務局長	松 浦 利 明
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	千 葉 隆 則
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	深澤口 和 則	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	村 中 英 治			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成29年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (服部隆行君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章。
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、平成29年葛巻町議会7月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
欠席届を出されている議員は、4番、柴田勇雄君であります。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から7月14日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び7番、山岸はる美さんを指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、陳情第3号、国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書及び要望第3号、森林吸収源対策に必要な安定財源確保に向けた森林環境税 (仮称) の早期実現についての2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

4月17日から18日まで、岩手地区議会議長会平成29年度通常総会出席のため、八幡平市に出張しました。

4月20日から21日まで、平成29年度葛巻町議会政務調査会定期総会及び輝くふるさと常任委員会行政視察研修のため、秋田県三種町に出張しました。

4月22日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

4月29日、二十山親方を囲んでの懇親会出席のため、久慈市に出張しました。

5月8日、県央地区議会議長会会議出席のため、盛岡市に出張しました。

5月31日から6月1日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

6月6日、岩手県町村議会議長会臨時総会及び県央地区議会議長会懇話会出席のため、盛岡市に出張しました。

6月11日、平庭闘牛大会つつじ場所出席のため、久慈市に出張しました。

6月12日から14日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

6月30日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会総会出席のため、九戸村に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成29年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

町長（鈴木重男君）

7月定例会議の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

去る4月23日に、町消防団第8分団が操法の訓練に向かうため、町道赤井田線を小型ポンプ積載車で走行中、運転操作を誤り、車両横転事故を起こしたところであります。

幸いにも乗車しておりました4名の団員には、ケガなどはありませんでしたが、車両は横転の影響で一部を損傷したほか、車両全体が歪んだものであります。

第8分団の小型ポンプ積載車は平成24年2月に更新し、5年を経過したばかりの新しい車両であります。保険業者による車両の損傷具合の鑑定結果では、仮に修理をしたとしても走行に堪えない損傷であるとのことであります。

今回の事故は非常に残念なことでありますが、このような状況から第8分団の小型ポンプ積載車は、廃車することにしたところであります。

このたびの事故を受け、町消防団及び団員各位には、活動中の安全管理、事故防止等に注意を払うことはもとより、車両及び装備品等につきましても、町からの貸与財産で

あるという認識を持ち、適正かつ効果的な管理、運用が図られるよう、改めて促してまいりたいと思っております。

以上、ご報告を申し上げましたが、今次会議には、報告9件のほか、小型ポンプ積載車の購入費などを計上した一般会計補正予算など6議案、承認1件、認定2件をご提案申し上げておりますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

議長（中崎和久君）

これで、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第4号、平成28年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第12、報告第12号、物損事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてまでの9件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第4号から報告第12号までの9件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第4号からご説明申し上げます。

議案集の方は2枚おめくりいただき、1ページの方をお願いいたします。

報告第4号、平成28年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

28年度の一般会計繰越計算書でございますが、先の29年3月定例会議に議決いただきました28年度一般会計補正予算（第5号）による繰越明許費、全15事業に係る分でございます。

15事業の進捗状況につきましては、8款土木費の道路維持管理経費と11款、災害復旧費の3事業を除いた11事業が発注済みでございまして、このうち5事業が完成、完了いたしている状況でございます。

未発注の4事業につきましては、発注が一時期に集中しないように平準化を図りながら、順次進めているという状況でございます。

3ページをお願いいたします。

報告第5号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

4ページをお願いいたします。

一般会計分と同じく、先の3月定例会議で議決いただきました28年度簡易水道事業会計補正予算(第3号)による江川簡易水道整備事業に係る繰越明許費でございます。370,200,000円の全額を翌年度に繰り越したものでございまして、これも現場の状況等を踏まえながら、順次発注しているという状況でございます。

なお、簡易水道事業特別会計につきましては、水道事業会計制度に移行しましたことから、この繰越明許費分につきましては、今年度からは水道事業会計に組み込まれ、一元管理、執行されているというものでございます。

7ページをお願いいたします。

報告第7号、平成28年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

本定例会議に簡易水道事業特別会計及び病院事業会計の決算認定をお願い申し上げますことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、併せて、資金不足比率をご報告申し上げますものでございます。

葛巻町簡易水道事業特別会計につきましては、いわゆる黒字決算で不良債務が発生しなかったこと及び葛巻町国民健康保険病院事業会計につきましても、健全化法制度上での額の概数でございますが、流動資産が772,000,000円あまり、流動負債が66,000,000円あまりと、流動資産が流動負債を大きく上回り、資金不足が発生していないことから、比率なしでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

報告第8号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第5号の規定によりまして、専決処分とさせていただきますので、同法第180条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

9ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。本年3月31日付けの専決処分でございます。

10ページをお願いいたします。

葛巻町条例第8号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正趣旨でございますが、本条例においては、課税免除の適用の期間設定の根拠となります東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が29年3月31日付けで公布され、適用期限を平成33年3月31日までの4年間延長することとされたことを受けまして、条例を改正するものでございます。

なお、当町では、これまで、この条例を適用した実績、事案等はございません。

12ページをお願いいたします。

報告第9号、江川小学校校舎改築工事の変更請負契約締結の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第1号の規定によりまして、専決処分とさせていただきますので、同法第180条第2項により、ご報告申し上げます。

13 ページをお願いいたします。

専決処分書でございますが、本件につきましては、昨年3月定例会議におきまして当初契約案を議決いただき、その後、本年3月27日の完成となったものでございますが、仕上げ段階で、内壁の内装仕上げ及び設備等に関し、当初仕様の一部を見直したことから、費用が嵩んだことから、504,360,000円の当初契約を、1,803,600円増額しまして、506,163,600円に変更契約したものでございます。

変更契約締結と同日の本年3月17日付けでの専決処分でございます。

14 ページをお願いいたします。

報告第10号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第2号の規定によりまして、専決処分とさせていただきますので、同法第180条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

15 ページをお願いいたします。

専決処分書でございますが、町有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法の規定により、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めたものでございます。

その内容は、相手方に対しまして、町は損害賠償として147,339円をお支払いし、双方、今後、異議を申し立てないとする内容でございます。

原因でございますが、本年1月、赤井田地区の町道で除雪作業中、相手車両を確認したので、すれ違い可能な場所へ除雪ドーザーを移動させている際、圧雪のため除雪ドーザーがスリップし、前進してきていた相手方車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

16 ページをお願いいたします。

報告第11号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

専決処分の根拠等は先ほどと同じでございますので、省略させていただきますので、17ページの専決処分書をお願いいたします。

内容は、相手方に対しまして、町は損害賠償として202,661円をお支払いし、双方、異議を申し立てない内容でございます。

原因でございますが、本年1月、出張のため公用車で盛岡方面に進行中、土谷川地区内において、スリップによりセンターラインをはみ出し、相手方車両に接触して損傷を与えたものでございます。

18 ページをお願いいたします。

報告第12号、物損事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

専決処分の根拠等は先ほどの2件と同じでございますので、19ページの専決処分書をお願いいたします。

内容でございますが、東北電力株式会社に対しまして、町は損害賠償として522,157円をお支払いし、相互、今後、異議を申し立てないとする内容でございます。

原因でございますが、本年1月、庁舎裏の駐車場を除雪中、敷地内に建てられている電力柱に衝突し、電力柱に損傷を与えたものでございます。

以上、報告8件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

病院事務局長でございます。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第6号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、別紙のとおり報告するものでございます。

6ページをご覧ください。

予算の繰越計算書でございます。資本的支出、建設改良費のうち、建物分に係る予算、平成28年度予算22億でございますけれども、このうち支払義務の発生した額が、平成28年度支出分656,216,390円でございますして、29年度に繰り越した分が1,543,783,000円でございます。

この内訳の主なところは、建築が736,000,000円、電気が231,000,000円、機械が393,000,000円ほどとなっているものでございます。財源内訳は、ここに記載のとおりでございます。塗装に適さない厳冬期を避け外装工事を実施したために繰り越したものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第4号、平成28年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第4号、平成28年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第5号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第5号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

についてを、終わります。

次に、報告第6号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第6号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを、終わります。

次に、報告第7号、平成28年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第7号、平成28年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第8号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第8号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第9号、江川小学校校舎改築工事の変更請負契約締結の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第9号、江川小学校校舎改築工事の変更請負契約締結の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第10号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第10号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第11号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第11号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第12号、物損事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。
6番、姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

この車の事故は、ずっと振り返ってみれば、町側の職員が丸々悪いような事故の処理の仕方に見えるのですが、そのところは、どういうようになっていますか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

今の姉帯議員の質問にお答えしたいと思います。

対物といいますか、相手側との事故の際には、これは当然事故処理ということで、警察などをお願いをして処理をするわけですが、その際に適切に過失割合といいますか、それを定めていただいております。役場裏での事故のような場合ですが、電柱に衝突したというのは、運転手さんの過失によるものでございますが、いずれ暗闇、早朝から除雪作業をしているということで、ついつい不注意になってしまいがちということもあるわけですが、その辺は十分に気をつけて運転をするようにということで、日頃から注意喚起はしているところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今、建設水道課長の方からお話ありまして、そのとおりだと思いますけども、その前にも2、3件あって、前にも何回かあるわけでございます。ですが、ほとんど私たちが事故を起こした場合には、100パーセントというのはないのですよ。ですので、その中身を、こういう事故で、これくらいに、保険会社と話をして、当局側は6で、相手側は4だよというような、もう少し分け方の部分がどういようになっているのか聞きたいと思っておりますけども、副町長よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

事務的な部分について、私の方からお答え申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、和解ですので、保険会社を通じまして何対何の案分をや

っております。例えば、今回の最初の案件でございますが、報告第10号等につきましては、あまり詳しくは申し上げられませんが、40、60とか、45、55、そういうような割合で設定しているものでございます。先ほど建設水道課長が申し上げましたように、役場裏の電柱の部分については10対0でございますけど、そういったように案分と申しますか、過失割合でやってございますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、担当課長の方から、その内容の案分等々につきましてはお話申し上げたところがありますが、今回3件でございますので、その通常の対応、そしてまた、防止対策といえますか、これらについて、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

これまで、職員に対しましても、公務あるいは私的にもそうではありますが、道路交通法に基づいて遵守しながら、安全はもちろんであります、交通事故に十分気をつけるように、これは課長を通じながら、あるいは個人への通達というようなことの中で周知もここまで図ってきておるところであります。

そういう中に、今回、冬期間の除雪作業中の重機の2件でございますが、そしてまた、全体として今回3件の報告をさせていただいているところではありますが、非常に残念なことでもあります。幸いにも人身的な事故といえますか、被害がなく、物損の被害のみとなっているということでございますけれども、この防止対策につきましても、土木作業員等々につきましても、除雪あるいは土木作業における作業手順等についても改めて再確認をさせていただいたところでもありますし、安全確保につきましても十分留意しまして作業を実施するように指導も徹底いたしましたところでもあります。

職員につきましては、出張等があるわけではありますが、時間に余裕を持ちながら、そして、無理のない行程での移動、さらには道路の実情、天気の状態等も含めてでございますが、細心の注意を払いながら運転するように指導しておるところであります。

このような事故が発生いたしましたこと、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げますところでもあります。職員に対しましても改めて道路交通法の順守、そしてまた、これを徹底しながら除雪作業の安全、そしてまた、交通事故防止に一層努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

今の建設水道課長の物損については、これは人命には至らなかったということで幸いだと思っております。

また、町道の場合には、民間の人たちが、ほとんど暗いうちから除雪等をしているわ

けですので、そういう事故のないような、物損であればやむを得ないと、これは、確かにやむを得ないと思います。ただし、前に除雪していると、雪があつたりして見えないわけですので、できれば除雪車が先に行くよりは、だれかがパトロールしながら先導してもらえれば、そういう事故がないのかなと思っておりますので、ほかの市町村には、そういう事故が何件かあるようですので、そういうようなことを気をつけながらやっていただければなと思っております。

それと、先ほどの2件の事故ですが、やはり私も経験していますけども、例えば信号無視をしても10悪くないはずです。信号は皆さんも分かっているように、直ちに停止できるような状態で進行するということですので、どのような事故でも、パーセントがいくらかは違うわけでございますけども、その点を、できれば皆さんに分かるように、分け方の部分については提示した方がよいのではないかなと、そうでないと、私たちが見ていると、町側が何か遠慮しているのかなと思うように見えるわけです。ですので、質問させていただきました。まず、終わります。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第12号、物損事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第13、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第19、議案第26号、総合運動公園スポーツコート改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの7議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第26号までの7議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、議案集の20ページをお願いいたします。議案資料の方は、その1と、その2の方は新旧対照表でございしますが、併せてご参照いただければと存じます。

はじめに、専決処分に関する承認の案件でございします。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて。

葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規

定によって専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会のご承認をお願い申し上げます。

21 ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成29年3月31日付けでの専決処分でございます。

22 ページをお願いいたします。

葛巻町条例第9号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下30ページまでの条例案でございますが、その要旨を議案資料その1の方でご説明申し上げます。

議案資料その1の方をご準備いただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨、理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律ほか一連の関係政省令の一部改正が平成29年3月31日に公布されたことを受けまして、町税条例につきまして所要の整備を行ったものでございます。

2、条例改正の背景でございますが、経済成長力の底上げのため、いわゆる仕事を抑制する等の就業調整をしないで済む仕組みを構築する観点から配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行うこと、また、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業向け設備投資促進税制の拡充など、地方税制の改正が行われましたことから、所要の措置を講ずるものでございます。

主な改正点としまして、(1)の個人の町民税の関係でございますが、1点目が、配偶者特別控除について、控除額の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引き上げ、また、担税力の観点から、いわゆる高額所得者層に対する配偶者控除、配偶者特別控除の額を低減させる仕組みを導入することなどでございます。

これらの改正は、平成31年1月1日からの施行でございます。

このほかに、2ページの方をお開きいただきたいのですが、下の表の方に整理してございますけれども、個人町民税の欄、主なものといたしまして、附則第8条では肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例について、現行、平成30年度までの適用期限を33年度まで3年間延長すること、あるいは附則第17条の2では優良住宅地の造成のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例の適用期限を平成29年度から32年度まで3年間延長することなどでございます。

軽自動車税では、1ページに戻っていただきまして、下の方、(2)の車体課税のところでございますが、平成29年度末で期限切れとなるグリーン化特例につきまして、重点化を行った上で、31年3月まで2年間延長すること、こちらは平成29年4月1日からの施行でございます。

固定資産税関係では、2ページの上の方に整理してございますが、例えば、上段の①の部分、本町には実績はございませんが、いわゆるマンションの区分所有者の税額算定に用いる補正率の見直し、あるいは3ページの方をお開きいただきたいと存じますが、表の3段目ですが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する固定資産税に、いわゆるわがまち特例が導入され、本町の当該特例率につきましては参酌標準と同率の2分の1とすることなどでございまして、平成29年4月1日からの施行となります。

国民健康保険税では、上段の方に整理してございますが、低所得者層の負担軽減を拡充を図るため、2割軽減、5割軽減の軽減判定所得につきまして、昨年度に引き続きまして、加算額を引き上げてございます。29年の4月1日からの施行でございます。

以上が主な改正点等でございます。

次に、補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページでございますが、資料の方は4ページでございます。ご参照願います。

議案第21号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳出では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費を新設するほか、高等教育振興事業費、保健体育総務管理経費及び基金積立金などの増額、歳入では、純繰越金、県支出金、地方債の増額などが主な内容でございます。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ463,722,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,737,335,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございますが、第2表でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。地方債補正でございます。

消防施設整備事業では、小型ポンプ積載車更新のため、限度額を820,000円増額の、限度額を8,200,000円増額の10,600,000円とし、社会教育事業では、総合運動公園テニスコート改修に向けて、限度額を20,000,000円増額の60,700,000円に変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。

最初に、歳出の主な内容でございますが、2款、総務費、1項、1目、一般管理費、4、庁舎・庁用車管理経費の15節、役場庁舎ボイラー改修工事13,000,000円は、庁舎の暖房用ボイラー設備の腐食等が激しく、修理も非常に厳しい状態でありますことから、ボイラー設備を更新するものでございます。

10ページをお願いいたします。

上の段でございますが、同じく、2款、1項、10目、基金管理費の財政調整基金等積立金は、28年度からの純繰越金を財源に増額するものでございます。

一番下の6款、農林水産業費、1項、5目、畜産業費の8、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業19,810,000円でございますが、新規事業でございます。畜産業の収益性の向上を目指すとした国の事業、畜産クラスター事業を導入しまして、酪農施設の整備を進めるため、葛巻町畜産クラスター協議会を通じまして、酪農家に対しまして、事業費の2分の1相当を補助するものでございます。

12ページをお願いいたします。

9款、消防費、1項、3目の消防施設費の1、消防施設整備管理経費8,200,000円でございますが、冒頭、町長から行政報告させていただきました小型ポンプ積載車の車両事故に係る対応でございます。新たに救助資機材搭載型小型ポンプ付積載車を購入しようとするものでございます。財源につきましては、当初予定をしておりました資機材搬送車の購入は今回見送りといたしまして、その財源を積載車の更新に振り向けるもの

でございます。

一番下の方の段でございますが、10款、教育費、1項、3目、高等学校振興費の1、高等教育振興事業費25,875,000円は、次のページに続きますが、葛巻高校の2学級維持のための新たな魅力づくりの取り組みとして、高校生の学力向上を目指して、通年型の公営学習塾を開設するものでございます。

13ページ、下の方でございますが、10款、5項、1目、保健体育総務費の1、保健体育総務管理経費20,000,000円は、総合運動公園テニスコートの老朽化が進んでいる人工芝の全面張替改修工事を行うものでございます。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

14款、県支出金、2項、4目、農林水産業費県補助金、3節、畜産業費補助金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金19,810,000円は、先ほどの歳出と同額を見込んでいるものでございます。

18款、繰越金、1項、1目、繰越金の純繰越金411,947,000円は、28年度会計の余剰金で、前年度比較で146,000,000円ほどの減でございます。

一番下の20款、町債、1項、8目、消防債、救助資機材搭載型小型ポンプ積載車は辺地債、次ページですが、9目の教育債、総合運動公園改修事業、テニスコートの改修ですが、過疎債をそれぞれ予定するものでございます。

補正予算は以上でございますが、次に、議案集に戻っていただきまして、議案集の31ページをお願いいたします。

議案第22号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正案制定の趣旨は、普通財産の譲与または減額譲渡の対象に私人も加えるものでございまして、町の喫緊の最重要課題でございます人口減少問題の克服に向けまして、移住・定住対策、企業誘致、起業家支援におきまして、より効果的な施策展開の環境を整え、人口減少対策を加速、促進させようとするものでございます。

改正内容は、譲与、減額譲渡できる場合の要件を規定してございます条例第3条に、現行の4項のほか第5項として、財産の適正な管理又は町の施策推進に資するため町長が特に必要と認めた場合を追加するというものでございます。

公布の日からの施行でございます。

33ページをお願いいたします。

議案第24号、養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

新しい葛葉荘の位置につきまして、現在の葛巻16地割1番地1から葛巻17地割39番地3に変更するものでございます。

35ページをお願いいたします。

議案第26号、総合運動公園スポーツコート改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

総合運動公園スポーツコート改修工事の請負に関し契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議決を求めるものでございます。

工事の名称が、総合運動公園スポーツコート改修工事。

工事場所、葛巻町葛巻第5地割170番地2。

契約の方法、プロポーザル方式による随意契約でございます。

契約金額が、78,300,000円。

契約の相手方、クリヤマ株式会社東京支社でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

事業概要でございますが、総合運動公園のゲートボールコートを手芝生化しまして、多種目で利用できるようにするものでございまして、ゲートボールコートとしては6面、テニスコートとしては3面、サッカーコートとしては2面確保できる人工芝生舗装工事、3,524平米あまりですけれども、行うものでございます。

工事期限は、11月30日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。慎重審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

病院事務局長でございます。

議案第23号、25号についてご説明を申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

一般病床、現在の病床数60床を、新病院になりまして42床に変更するものでございます。

施行日は、平成29年9月1日からというものでございます。

一般病床のほかに介護療養病床がありますが、これについては18床のままでございまして、新病院につきましては、合わせて一般と介護で60床ということになります。

平成25年3月に策定いたしました葛巻病院整備基本構想によりまして、24年の患者数をベースに人口減少等を考慮した上で、一般病床が大体80パーセントの利用率になるように算定して、42床としたものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、34ページをご覧ください。

議案第25号、国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、別表の使用料についてでございまして、特別室料、現在1,310円、税抜きでございますが、税込みになりますと1,410円でございます。これを、新病院につきましては2,000円、税込みになりますと2,160円に変更しようというものでございます。

現在、特別室は2部屋ございますが、新病院でも2部屋というものでございます。中身につきましては、大体、広さが2倍になりますし、現在はないわけでございますが、シャワー、トイレ、ソファーベッドが付くもので、冷暖房完備というものでございます。

この条例につきましては、平成29年9月1日、開院から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号から議案第26号までの7議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、承認第1号から議案第26号までの7議案について、今会議中に審査を終え、7月14日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第26号までの7議案については、7月14日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 10時57分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開します。

お諮りします。

日程第20、認定第1号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第21、認定第2号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての2議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号の2議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書のご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをお願いいたします。

まず、本件につきましては、例年9月定例会議に上程申し上げているものでございますが、今年度、水道事業への移行に伴って、簡易水道事業特別会計は3月末をもって廃止され、会計が閉鎖されましたことから、地方自治法の規定に基づき本定例会議での審査をお願い申し上げます。

歳入でございますが、1款、使用料及び手数料から8款、町債まで合わせまして、予算総額では885,046,000円に対しまして、調定額508,246,000円、収入済額が507,559,000円となったものでございます。概ね前年度と同程度の決算額でございますが、水道使用料が現年分で10,600,000円ほどの減額になってございます。これは、水道事業会計移行にあたって、簡易水道事業特別会計には28年4月から29年2月までの相当分の11カ月分の使用料が収入され、29年3月分相当分は水道事業会計の方に計上されることになるもので、減額となっているものでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款、総務費から5款、予備費まで合わせまして、支出済額が486,523,000円でございます。歳出も総額では、ほぼ前年度同規模の決算額でございますが、比較的大きな工事等が発生しなかった2款の事業費が前年度より55,000,000円ほどの減になってございます。一方で、江川簡易水道事業費を計上してございます3款の給水施設建設費は51,000,000円ほどの増でございます。

江川簡易水道整備事業の事業実績ですけれども、28年度は日渡から五日市、畑、寺田の各地区で配水管布設延べ延長6,740メートルを整備したほか、送水管布設、橋梁添架工などを行っております。また、給水施設建設費687,150,000円の事業費予算のうち370,200,000円が冒頭ご報告申し上げましたように、繰越明許費で翌年度への繰り越しとなるものでございます。江川簡水の事業全体の進捗率でございますが、28年度末で49.6パーセントとなっております。

これらの結果、歳入歳出差引残額は21,036,417円でございます。

最後のページですが、23ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、表中3の歳入歳出差引額が21,037,000円でございますが、これに対しまして、4の(2)の繰越明許費の財源として必要な220,000円を控除しました5の実質収支額が20,817,000円の、いわゆる黒字決算で簡易水道事業会計を閉鎖するものでございます。

なお、この余剰金につきましては、繰越明許費繰越計算書のご報告でも申し上げましたが、今年度から水道事業会計で一元管理、執行されるというものでございます。

以上で、簡易水道事業会計の決算につきまして、説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

病院事務局長でございます。

認定第2号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

お手元の決算書をご覧いただきたいと思います。

まず最初に、事業報告書でございまして、17ページをお開きいただきたいと思ます。

概況の総括事項について、ご説明を申し上げますが、平成28年度は病院新築を控え様々な実践に取り組んでまいりました。

診療においては、27年度に引き続きまして、常勤医師、非常勤医師を合わせ5人体制でしたが、さらに岩手県立中央病院、岩手医科大学、西根病院からの医師の診療応援を継続することによりまして、地域住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めてまいりました。

また、27年度からは禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群を加え、訪問診療、フットケア外来を引き続き行うとともに、5月から12月までは糖尿病教室を月1回開催し、全体で100名の参加があったものでございます。

患者の状況につきましては、一般病床60床、介護病床が18床、非常勤医師を含めた職員46人体制により、入院、外来合わせて年延48,957人の診療を行いました。

このうち、入院患者数につきましては、介護で5,903人で、前年度比1,067人増加、一般病床は9,335人で、72人の減少、外来につきましては33,719人で、1,140人減少、病床利用率につきましては、一般病床が42.6パーセント、介護病床が89.8パーセント、全体では53.5パーセントと、昨年度を下回ったものでございます。

続きまして、1ページからご覧いただきたいと思います。

決算報告書でございまして。

公営企業でございまして病院事業につきましては、基本的には税抜きで決算を調整することになってございますけれども、予算につきましては、税込みで編成してございます。したがって、決算報告書、この1ページから4ページまでの表につきましては、予算と決算が比較できるように税込みで作成しているものでございます。

それでは、最初に収益的収入及び支出について、ご説明を申し上げます。

収入につきましては、2ページの決算額の欄をご覧いただきたいと思ます。

総額で1,042,876,287円でございます。医業収益につきましては639,497,266円でございます。医業外収益240,839,021円、特別利益が162,540,000円ということになってございます。このうち予算に比べて減額となりました医業収益につきましては、入院収益を多く見積もっていたものでございます。それから、医業外収益につきましては、医師の研究助成費ということで、人件費等を多く、一般会計からの繰入金を多く見積もっていたものでございます。

それから、続きまして、支出の方をご覧いただきたいと思ます。

決算額、病院事業費用881,394,921円でございます。医業費用につきましては

868,746,117円、医業外費用につきましては12,278,539円、特別損失につきましては370,265円でございます。

医業費用の増えた分につきましては、給与費、材料費、経費の分を多く見ていたものでございます。それから、医業外費用の6,000,000円ほど、医業費用については減ったものでございますね。それから、医業外費用につきましては増えたものでございますけれども、不要額の欄6,600,000円ほど、貯蔵品に係る消費税の分でございます。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思えます。

資本的収入及び支出でございます。

決算額、4ページ、総額が672,151,000円でございます。企業債が656,700,000円、負担金が、一般会計の負担金が15,451,000円ということで、ここにつきましては、繰越事業で建物を繰り越したために減額となっているものでございます。

続きまして、支出をご覧いただきたいと思えます。

決算額、資本的支出は681,830,124円でございます。建設改良費につきましては664,961,150円、企業債償還金が16,868,974円ということになっております。不要額の建設改良費の分6,500,000円ほどでございますが、これにつきましては、医療備品を予算化していたものでございますけれども、新病院で購入するということになりまして、29年度予算で購入することから、不要額となったものでございます。

続きまして、財務諸表についてご説明を申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思えます。

損益計算書でございます。損益計算書から税抜きでの報告になります。

医業収益につきましては636,521,259円、医業費用につきましては855,127,045円ということで、医業損益につきましては、ここはマイナスになります。損失が出ておりますが、218,605,786円ということになります。医業外収益につきましては240,348,671円、医業外費用につきましては23,727,089円ということで、上の医業損益と医業外損益を合わせまして、経常損益が、損失になりますけれども、1,984,204円の赤字ということになります。

続きまして、特別利益につきましては、過年度損益の修正益と他会計繰入金が162,540,000円となります。

それから、特別損失につきましては370,265円ということで、これらの特別損益を加えての当年度の純利益につきましては160,185,531円ということでございまして、前年度繰越欠損金が583,411,731円でございますので、当年度末の未処理欠損金が423,226,200円となるものでございます。

次のページは、剰余金計算書でございます。今、損益計算書のところでも申し上げましたが、利益剰余金が繰越欠損金となっておりますが、これにつきましては処理するものでございまして、一番下であります。同じように繰越欠損金423,226,200円の欠損金を繰り越すということでございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思えますが、貸借対照表でございます。

11ページの方からでございますが、固定資産の部でございます。固定資産につきましては、有形資産が1,939,080,281円ということで、残りの資産と合わせますと、残り

の資産がございませんので、有形資産がその額でございまして、流動資産(1)から(4)まで合わせますと772,226,623円となります。固定資産と流動資産の合計、資産の合計が2,711,306,904円となるものでございます。

続きまして、右側のページにいりますが、負債の部でございまして。

固定負債が1,895,646,821円、流動負債が76,989,955円、それから、繰延収益が(1)から(3)まで153,289,969円ということで、負債の部の合計が2,125,926,745円ということになってございます。

資本金につきましては997,606,359円でございます。剰余金の部ですが、利益剰余金の合計が、△になります。412,226,200円ということで、剰余金、資本の合計が585,380,159円、負債と資本を合計いたしますと2,711,306,904円ということで、左側の資産の合計と一致するものでございます。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、こちらはキャッシュ・フロー計算書でございます。

1番の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、一番下の欄186,379,780円と、それから、2、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては648,862,390円でございます。3番、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが639,831,026円ということで、これらの現金が動いたということになりまして、一番下の表のところでございますけれども、資金の増加額がありまして、177,348,416円、28年度末の現金が増えたということになります。したがって、期首の現金にいたしますと、期末での期首の残高684,136,390円ということで、年度末で現金残高がこのくらいありますよということでございまして、これにつきましては、11ページの貸借対照表、現金及び預金の額と一致するものでございます。

以上で、決算の報告を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員の決算審査の結果につきまして、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

議長よりご指名をいただきました。

水道会計、病院会計の決算審査の意見書の報告を申し上げたいと思います。

お手元の意見書をご覧になっていただきたいと思っております。

平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計及び葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度の葛巻町簡易水道事業特別会計及び葛巻町国民健康保険病院事業

会計決算書と証書類を審査したので、次のとおり意見を付すものでございます。

第1、審査の対象は、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計及び葛巻町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

第2、審査の期間でございますが、平成29年6月20日から6月27日までであります。

第3、審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付された決算書及び決算附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、簡易水道事業特別会計の予算の執行状況を申し上げます。

なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

また、先ほど総務企画課長、病院事務局長との説明と一部重複する部分があるかと思えますけれども、ご了承いただきたいと思います。

はじめに、28年度の決算は、次の表のとおりです。

歳入総額は507,560,000円、歳出総額は486,520,000円、差し引き21,040,000円となりました。

次に、歳入歳出の概要につきましては、次の表のとおりです。

歳入決算額は、予算額885,050,000円に対し、収入済額507,560,000円となり、調定額508,250,000円に対しましては、99.9パーセントの収納率となりました。

歳出決算額は、予算額885,050,000円に対し、支出済額486,520,000円となりました。

翌年度繰越額は370,200,000円であり、不用額は28,320,000円となりました。

歳入決算額は、前年度と比較して980,000円、0.2パーセントの減となりました。

内訳は次の表のとおりです。

前年度と比較した歳入の増加の特徴は、国庫支出金が11,020,000円、11.3パーセントの増となりました。これは、簡易水道施設整備費補助金の増によるものでございます。

歳入の減少の特徴といたしましては、使用料及び手数料が10,620,000円の減となりました。これは、簡易水道事業特別会計の廃止により3月末で打ち切り決算としたため、3月利用分水道使用料金が含まれないためであります。

また、諸収入が5,680,000円、24.8パーセントの減となりました。これは、国道340号地域連携道路整備工事に伴う物件移転補償費の減によるものでございます。

次に、歳入における収入未済額の内訳は、次の表のとおりでございます。

前年度と比較した収入未済額は、使用料及び手数料が580,000円、706.3パーセントの増となり、分担金及び負担金が30,000円の増となりました。

使用料及び手数料の収入未済額が増加した主な要因は、3月で簡易水道事業特別会計を廃止し、29年4月から水道事業会計に移行したことから、出納整理期間がなくなったことによるものでございます。

分担金及び負担金は、水道メーター新設による加入金でございます。

次に、歳出決算額は、前年度と比較して7,170,000円、1.5パーセントの減となりました。

内訳は次の表のとおりでございます。

前年度と比較した目的別歳出の増加の特徴は、給水施設建設費が51,230,000円、19.3パーセントの増となりました。これは、江川簡易水道整備事業の工事請負費50,220,000円、22.4パーセントの増によるものでございます。

一方、歳出の減少の特徴は、総務費が3,690,000円、8.6パーセント、事業費が55,620,000円、54.6パーセントの減となりました。

総務費は積立金5,030,000円、99.6パーセントの減によるものであり、事業費は工事請負費39,120,000円、89.5パーセントの減によるものでございます。

次に、総括でございますが、28年度決算は、黒字決算でありました。

町の簡易水道統合計画に基づきまして、簡易水道事業特別会計は、28年度決算をもって廃止され、その収支は29年度から水道事業会計に引き継がれ、複式簿記の地方公営企業会計となります。会計制度移行するにあたりまして、公営企業会計の習得、諸帳簿の作成、新システムへの移行等に多くの準備時間を要し期間内に移行完了することができました。新会計制度に移行することができなかつた自治体がある中、法適用化に向けた職員の並々ならぬ決意が伺えるものであり、努力の成果であります。評価に値するものでございます。

水道事業は、住民の生活に直結した公益事業であることから、経営効果を重視しつつも、積極的な設備投資が求められますので、その財源の確保に努めてもらいたいと思います。

未収金の微増につきましては、法適用化により出納整理期間の収納が翌年度の収入となったためと考えられます。口座振替不納に伴う未収が散見されますので、徴収の創意工夫を期待するものでございます。

水道事業は、大変重要なライフラインであり、安全で良質な水の安定供給や災害時の迅速な給水確保を行うことが不可欠な事業と考えます。今後とも独立採算を基本とした安定的な水道事業を継続していくことを望むものでございます。

続きまして、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。

なお、予算状況の詳細につきましては、項目別に表で表示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、28年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。

入院患者数は、前年度比995人、7.0パーセント増加し、外来患者数は、前年度比1,140人、3.3パーセント減少しています。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

28年度予算の執行状況は、収入については、予算額1,099,460,000円に対し、決算額1,042,880,000円で、前年度比124,290,000円、13.5パーセントの増となりました。

医業収益は、予算額687,150,000円に対し、決算額639,500,000円で、執行率93.1パーセントとなり、前年度比13,480,000円、2.2パーセントの増となりました。主な要因は、入院患者数の増などによるものでございます。

医業外収益は、予算額249,770,000円に対し、決算額240,840,000円で、前年度比1,720,000円、0.7パーセントの減となりました。主な要因は、基礎年金負担金などの人件費に対する繰り入れである一般会計補助金8,880,000円、20.6パーセントの減などによるものでございます。

支出については、予算額946,260,000円に対し、決算額881,390,000円で、執行率93.1パーセントとなり、前年度比15,990,000円、1.8パーセントの増となりました。

不用額が64,860,000円となりましたが、給与費及び経費などの支出が、当初見込額を下回ったことなどによるものでございます。

医業費用は、予算額940,280,000円に対し、決算額868,750,000円で、執行率92.4パーセントとなり、前年度比7,610,000円、0.9パーセントの増となりました。主な要因は、給与引当金の増や材料費ほか経費の増などによるものでございます。

医業外費用は、予算額5,600,000円に対し、決算額12,280,000円で、執行率219.1パーセントとなり、前年度比9,280,000円、309.2パーセントの増となりました。主な要因は、控除対象外消費税と企業債利息の増によるものでございます。

次に、特別利益の状況ですが、累積欠損金の解消に向けた一般会計からの繰り入れなどで決算額162,540,000円となり、これで、地方公営企業会計基準見直し前までの累積欠損金をすべて解消したこととなります。

次に、特別損失の状況ですが、決算額370,000円となり、診療報酬過年度分の査定減によるものでございます。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

28年度末の未処理欠損金は583,410,000円であり、28年度純利益160,190,000円を差し引き、28年度末の未処理欠損金は423,230,000円となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は次の表のとおりでございます。

前年度と比較しますと、全体では92,290,000円、26.5パーセントの増となりました。

主な要因は、累積欠損金の解消に向けた一般会計補助金が増になったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。

はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりで、資産の合計は2,711,310,000円でございます。

次に、資本の状況ですが、資本金の合計は585,380,000円で、前年度比160,190,000円、37.7パーセントの増となりました。

主な要因は、未処理欠損金の減によるものでございます。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

負債合計は2,125,930,000円で、前年度比640,340,000円、43.1パーセントの増となりました。主な要因は、新病院建設に伴う企業債の増によるものでございます。

次に、不良債務ですが、平成24年度以降、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度対比で1,170,000円、7.6パーセント減少しております。

過年度の未収金は、前年度対比で1,220,000円、9.3パーセント減少しております。

続きまして、資金状況について申し上げます。

28年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。お目通しいただきたいと思っております。

業務活動によるキャッシュ・フローは186,380,000円で、前年度に比べ129,900,000円増加いたしました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△の648,860,000円で、前年度に比べ171,550,000円増加しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは639,830,000円で、前年度に比べ149,820,000円減少しております。

以上の3区分から、当年度の資金は前年度に比べ177,350,000円増加し、資金期末残高は684,140,000円となりました。なお、資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致しておるものでございます。

結びに、総括でございますが、28年度決算は、一般会計からの繰り入れなどにより、単年度黒字決算でありました。この結果、繰越欠損金が減少し、当年度未処理欠損金は423,230,000円となりました。

また、経常損失が前年度から2,690,000円少ない1,980,000円まで縮小したことは、中期経営計画に基づいた経営努力の成果であり、一般会計からの繰入額を対前年度比112,000,000円増額したことにより、地方公営企業会計基準見直し前までの累積欠損金がすべて解消されたことは大きく、経営基盤の安定化に向けた努力の成果であります。

28年度は、禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群の検査、訪問診療、フットケア外来や糖尿病教室開催を継続するなど、医療サービスの向上に努めました。引き続き医師、看護師、職員が連携し、町民の健康増進のため取り組みを進めてもらいたいと思っております。

個人未収金の徴収は厳しさを伴いますが、昨年度より未収金額が減少したことは、職員の努力が認められるものでございます。

新病院の建物本体が完成を迎え、開院が間近となりました。住民から多くの期待が持たれていることから、地域医療の充実に向けた取り組み強化と近隣医療機関との連携に努め、町民の健康の維持、増進を目指し、より一層の経営に努力されますことを望みまして、決算審査の意見書といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての2議案は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号の2議案の審査については、議長及び議会選出の監査委員を除く、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長は、葛巻町議会総合条例第137条第2項の規定により、委員会で互選することとなっておりますので、本日の会議終了後、この場所に決算特別委員会を招集します。

お諮りします。

ただいま、決算特別委員会に付託しました認定第1号及び認定第2号の2議案について、今会議中に審査を終え、7月14日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号の2議案については、7月14日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日7月8日は休会の日ですが、議事の都合により、特に会議を開きます。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました承認第1号から議案第26号までの7議案及び決算特別委員会に審査を付託しました認定第1号及び認定第2号の2議案の審査については、7月10日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 11時57分)